

アトリエ利用の手引き

平成 16 年 3 月 4 日改正

1 目的 アトリエは、県民の皆様の創作活動を支援するための施設です。

2 概要

(1) 定員

部屋等名	定員	備考
アトリエ1	7	電気ロクロは5台設置
アトリエ2	4	定員には暗室利用者を含む
アトリエ3	12	
電気窯	1人～	電気窯の容積は、0.38 m ³

(2) 利用の基準

- ① アトリエ各室等は、次の内容の作品制作について御利用いただくものとします。
ただし、館の都合で利用できない場合もあります。

部屋等名	内容
アトリエ1	彫刻、陶芸等立体作品の制作。
電気窯	陶芸作品の素焼、本焼。
アトリエ2	銅版画、石版画等各種版画の印刷。
暗室	孔版画(シルクスクリーン)の焼付。
アトリエ3	絵画、版画、デザインの制作。

- ② 利用者は、県内在住の個人(高校生以上)に限ります。
③ 制作に必要なものは、各自で御用意ください。
④ 電気窯の利用は、アトリエ1で制作したものを焼成する cases に限ります。

(3) 利用時間及び使用料

部屋名	利用時間		利用日	備考
	午前	午後		
	10時～13時	13時～17時		
アトリエ1	200円	300円	火曜日、木曜日、日曜日 (ただし休館日及び実技講座等の開講日を除く)	
アトリエ2	400円	500円		暗室を含む
アトリエ3	200円	300円		

電気窯	利用日	備考
	アトリエ利用日(窯詰め) ※窯は実技講座の関係で使用できない場合があります。	窯通電1時間……300円 ・素焼(8.5時間) 2,700円 ・本焼(18.2時間) 5,700円

※ 各利用者が持ち込んだ電気器具用電気については、一日につき1kwあたり300円(1kw未満の端数がある場合は1kw)

(4) 諸注意事項

- ① 次の場合には、施設を利用できません。
 - ア 美術館の管理運営上支障があるとき。
 - イ 施設等使用許可申請の内容に偽りがあるとき。
 - ウ 営利を目的とするとき。
 - エ 美術館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
 - オ 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - カ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織による利用もしくはそれらの組織の利益になる利用と認められるとき。
 - キ 当アトリエの使用目的に反する利用となるおそれがあると認められるとき。
 - ク その他美術館の施設を利用することが適当でないと認められるとき。
- ② 次の場合には、利用の取消し、停止等を行うことがあります。
 - ア 上記の・に該当することが判明した場合。
 - イ 利用の権利を他人に譲渡したり転貸したりしたとき。
- ③ 利用者は、利用後利用した設備等を現状に復してください。また、制作したもの及び個人で持ち込んだものはその都度持ち帰ってください。

3 利用申込み

(1) 利用申込み期間

部屋等名	申込み期間
アトリエ1、2、3	使用日の2ヶ月前から使用日の7日前の日以前
電気窯	使用日の2ヶ月前から使用日の2日前の日

※ 受付時間は休館日を除く午前10時から午後5時までです。

※ アトリエ1、2、3について上記期間内に定員に達しない場合、使用当日使用前まで申込みを受け付けます。

(2) 利用申込み方法

- ① 利用の申込みは、別に定める「施設等使用許可申請書」を提出することによって行ってください。(受付窓口は1階美術図書室カウンターです。)
- ② 予約者は、当該申請期間内に「施設等使用許可申請書」を提出してください。
- ③ 使用料は、「施設等使用許可申請書」を提出する時に納入してください。一旦納入された使用料は、使用しなくなった場合でも全額もしくは一部お返しできないことがあります。

4 利用窓口・お問い合わせ先

宮崎県立美術館 美術館図書室カウンター
〒880-0031 宮崎市船塚3丁目210番地
電話 0985-21-1685